

を欠くに至った場合には市が調査いたしましたして、要件が欠ける場合には指導あるいは勧告等を行うわけでございます。なお一定の期限を過ぎてもその要件を満たされない場合には、職権によりて解除していただくとするものでございます。

第十三条の奨励金の返還でございますが、これにつきましては指定期間の途中において解約がされた場合には、指定の初日にさかのぼりまして奨励金について返還をしてもらおうとするものでございます。ただし公共用等の理由によりましてその土地を供する場合には、奨励金の返還は求めないとしようとするものでございます。

第十四条は委任でございますが、この条例の施行について必要な事項は市規則で定めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。第二号は経過規定でございますが、この条例の施行の際に現に福生市緑地保全要綱に基づきまして、市が生産緑地あるいは還境緑地として指定したもののについては、それぞれ農耕地あるいは樹林地としてこの条例により指定したものとみなそうとするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、提案理由並びにその内容についての説明を終わ

らせていただきます。

慎重御審議をいただきまして御可決くださいますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十三分 休憩

午前十一時七分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番(指田保雄君) 非常に結構な条例であると思います。

確かに年々緑が少なくなっていく中で、市としてこのようなりっぱな条例を提案したと。しかしこの条例には樹木についてないわけです。市役所の前にある樹木、これは公用樹でございますが、また議場から見える木でございますが、こういう一本一本のりはな木、たとえば樹齢百年を超えている木であるとか、そういうものはそれなりに市民に大きな潤いを与えていると思います。こういうものについてどのように考えているか。

○経済課長(木田 進君)

自席からお許しをいただきまして御答弁させていただきます。

確かに御指摘のように他市にもこのような樹木とかあるいは生けかき等の規定も行っているわけでございます。福生市におきましては今後緑に対する実態調査等も行いうわけでございますが、そうした中で樹木は確かに休憩所のものとして必要なものであらうと思ひますので、そういう点についても検討したいと思ひます。

○二番(松山 清君)

全体としてはこういう条例がつくられるということは結構なことだと思ひますが、ちやうと気になるのは第四条で市民の責務ということで、市民がみずから積極的に施策に協力しなければならぬということがうたわれているわけですが、そういうところで先ほどの説明では市民ぐるみということが出てきたと思ひます。そういうことになると結果的にはそういう構想を練り上げる場合に市民が参加していくという場がこの条例を見る限りちやうと欠けているように感じるが、そういうことについてはどういふふうに考えるか。推進委員会のようなものをつくらうか確認したい。

○経済課長(木田 進君)

御指摘のように市民ぐるみの形での運動がこの緑の問題で一番効果があるわけですが、現在考えておりますのは市内に植木の組合とかある

いは盆栽の組合というような団体がございますが、そういう団体あるいはそれ以外の各種団体というものを含めまして、緑化月間等で各地域での緑化等については推進をお願いしたいと考えております。

○二番(松山 清君)

そういう生産団体とかたとえば自然を守る会とかいろいろ広範囲の団体とか個人が参加できるようなものをつくって、そういうところで構想を練り上げてもらいたいと思ひます。この条例からいきますと、どうも市役所指導型の方針が出てくるという感じを受けるので、ひとつお願いしたい。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第九十九号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま木田治男君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十九号は建

設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第九議案第百号 福生市民会館条例を廃止する条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 本田 猛君登壇)

○福祉事務所長(本田 猛君)

御指名によりまして、議案第百号福生市民会館条

例を廃止する条例につきまして御説明いたします。

福生市民会館の建てかえによりまして、その機能が停止されることになりまして、廃止しようとするものでございます。この条例につきましては附則で五十年の十月一日から

施行しようとするものでございます。

なおこの市民会館につきましてその経過等を御説明申し上げますと、昭和三十五

年四月三十日西多摩自治会館として建設されたものでございます。したがしまして西

多摩郡の町村の所有でございましたが、その後三十九年に福生町に移管されたわけでご

ざいます。したがしまして昭和四十五年市制施行とともに福生の市民会館となったもので

ございます。規模等申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり、一部ブロックでございま

す。なお

が、面積が九百七十八・九七八平方メートル、収容人員は一応一千二百人でございます。その当時の建築価格が二千八十七万二千円でございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

慎重審議の上、原案御可決くださいますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○一番(原 敏子君) 市民会館が取り壊しになって廃止されるということはわかりました

が、当然今度の新しい市民会館ができるまでの何年間か、これまで多くの方がこの市民会館を利用しておりましたその利用を、今度はその隣の福祉会館でも利用できるような措置をとっていただきたいと思います。その辺をお聞きしたいと思います。

○福祉事務所長(本田 猛君)

市民会館の使用につきましては先ほどちょっと申し上げます。

したが、福生市が建設したわけではなく、西多摩郡の町村が一体となって建設したものでございます。したがってその使用につきましては西多摩郡の町村を主体にして使用してきたわけでございます。しかしながら三十五年から親しまれた市民会館がなくなることにつきましての利用等につきましては非常に不便があるわけでございます。幸い隣りに福祉会館等があるわけでございますが、やはり福祉会館には条例があつて使用等も非常に厳しく制限されております。しかし条例を改正せず市民会館がでさるまで極力それらのものにつきましての利用方法等については便宜を図りたいという考えでございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討

論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は原案

どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 議事の都合上、日程第十から十二までの三件を一括して上程いたします。

日程第十 議案第百一号東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第十一 議案第百二号東京都市町村職員退職手当組合からの一部脱退に伴う財産処分について

日程第十二 議案第百三号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設

置規約の変更について

以上三議案を一括して議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水 求君登壇)

○秘書職員課長(高水 求君)

御指名がございましたので、ただいま一括上程されました三議案について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案第百一五号につきましては、この提案理由にも記載されておりますとおり、北多摩に北多摩農業共済事務組合が四十八年四月一日に設立されたわけでございまして、現在三十八団体で組合を組織しております。この退職手当組合に今回加入しようとするものでございます。したがってこの規約の別表一の中に「北多摩農業共済事務組合」を加えるということでございます。別表二は組合議員の選挙区を規定された表でございますが、第三区の中の「武蔵村山市」の次に「北多摩農業共済事務組合」を加えるということで、今回からこれが加入されますと三十九団体ということになるわけでございます。この規約につきましては、東京都知事の許可のあった日から施行することになっております。

議案第百一五号につきましては、退職手当組合からの一部脱退でございますけれども、

多摩市の常設消防が東京都へ委託することに伴いまして、消防職員の一部につき、ましてこの退職手当組合から脱退をするということで、地方自治法の定めるところによりまして財産の処分について協議をするということでございます。この協議につきましては関係市町村の議会の議決を経ることになっておりまして、多摩市に帰属せしめる返還金につきましては二千九十万一千四百三十円ということでございます。それらの計算の資料につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思っております。

議案第百一六号でございますが、これは東京都市町村公平委員会の共同設置の關係でございます。市町村の公平委員会につきましては、地方自治法の定めるところの

委員会でございすけれども、これがやはり退職手当組合と同じように三十八団体で現在共同設置されております。公平委員さんは現在三人で、任期は四年でございすけれども、これは地方公務員法に定められており、職務といたしましては職員の勤務条件の措置要求とか職員の不利益処分に対する審査等をするものでございす。やはりこれも北多摩農業共済事務組合が今回共同設置に加入したいということで、この共同設置規約の変更をしようとするものでございまして、別表に「北多摩農業共済

事務組合」を加えるということによりまして、今度は三十九団体で共同設置するという
ことに相なるわけでございます。

以上三件、雑駁でございますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。が、
慎重御審議の上、原案御可決くださるようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号、議案第百二号及び議案第百三
の三案については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みま
す。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討

論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決
することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二号、議案第百二

号及び議案第百三号はそれぞれ原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十三議案第百四号昭和五十年年度福生市一般会計

補正予算(第二号)を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百四号昭和五十年年度福生市一般会計補正

予算(第二号)につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本予算の編成につきましては、厳しい現在の財政事情にかんがみまして、必要最少
限の補正にとどめたということでございます。

その主たる内容といたしますものは、先ほど来条例を上程いたしておりますが、これらに

関係いたします福祉関係の予算、その他の補正、それからすでに確定をいたしました国
あるいは東京都の補助事業に対します費用の補正、それから当面必要とします若
干の事業費及び計上費の補正を行った次第でございます。その内容でございます

が、当初予算六十三億四千七百二十七万六千円に今回六千二百五十五万円を追加いたしまし
て、その総額を六十四億九百八十二万六千円と定めようとするものでございます。

各項目別について御説明申し上げます。

交通安全対策特別交付金、これは九百八万四千円が確定してまいりましたので、
当初予算との差額六十八万四千円を追加したものでございます。

分担金及び負担金の負担金におきまして六千円の追加でございますが、これは
精神薄弱者施設利用者負担金六万七千円の増、それから老人施設利用者負担
金六万一千円の減で差し引きをいたしまして、六千円の追加補正でございます。

国庫支出金におきましては総額一千五百七十二万二千円の追加でございますが、そのう
ち国庫負担金におきまして一千五百二十万円、国庫補助金におきまして四百六十七万円
の追加でございます。これはまず負担金につきましては、身体障害者福祉手当負担

金六十二万四千円、児童手当負担金二百六十九万円、児童措置費負担金七十七万円等

が補正されております。国庫補助金につきましては、防衛関係の新法に基づく第九条
の特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加分四百六十七万円を計上した次第でござい
ます。

都支出金におきましては総額二千二百二十九万六千円でございます。都負担金において
三百三十七万三千円、都補助金におきまして一千八百八十四万二千円、都委託金において八万
一千円の増額補正でございます。都負担金におきましては身体障害者福祉手当負担
金あるいは又老人福祉手当負担金、児童手当負担金等、福祉関係の負担金でございます。
都補助金につきましては市町村振興交付金の一般分として六百五十万円、児童福祉費補
助金四百五十四万二千円、それから道路関係で市道幹線二一三線舗装工事補助金百
九十万円、交通安全施設等整備事業補助金五百九十九万六千円等でございます。都
委託金八万二千円は民生費関係の委託金でございます。

繰越金におきまして一千八百六十九万二千円の追加補正でございますが、今回四十九年度
会計を締め切りました結果、五千三百六十九万二千円の剰余金が出ましたので、当初予算
との差二千八百六十九万二千円を今回補正した次第でございます。

諸収入におきまして十五万円の追加でございますが、これは雑入におきまして、現在老

人の送迎に使っておりますマイクロバスを社会福祉協議会のほうで買いかえるということになりました、従来使っておりますものを下取りに出しますので、その費用として十五万円を計上した次第でございます。なおこのバスの購入に当たりましては赤十字募金の中から百五十万円程度が補助されまして、さらに歳出に五十万円組んであります。が、市のほうから五十万円を補助いたしまして、マイクロバスの買いかえをしようとするものでございます。

市債におきまして五百万円の追加でございますが、従来防火貯水槽の設置費については第九条の交付金を予定しておりましたが、補助金との関連もございましてこれを起債に振りかえたということで、起債をここに五百万円を計上した次第でございます。

次に歳出について申し上げます。

総務費におきまして三百二十万円の追加でございます。そのうち総務管理費において二百十七万円、これは基本構想の審議会がやや回数を重ねておりますので、これに対します手当等三十八万一千円、それから行政事務連絡員報酬で町内の増加に伴います手当二十一万二千円、それから過誤納還付金百五十万円等でございます。それから徴税費におきまして八十五万円の追加でございますが、これは納期前納付報奨金の還付金

でございます。

民生費におきましては総額一千五百二十四万六千円の追加計上でございます。その

うち社会福祉費におきまして三百三十九万九千円、児童福祉費において一千五十六万四千円、生活保護費におきまして二十八万三千円、災害救助費において百万円の追加でございます。社会福祉費におきましては社会福祉協議会に対する、先ほど歳入で御

説明を申し上げました補助金の五十万円、身体障害者福祉手当八十五万八千円等でございます。児童福祉費におきましては民間保育所職員期末援助費三十二万円、児

童手当扶助費四百十一万五千円、保育所児童措置費委託料二百五十万円、市立保育園の諸経費三百二十六万五千円等でございます。生活保護費におきましては生活保護

世帯特別見舞金二十九万四千円、それから前年度の生活保護費の精算に基づきます国への返還金三十四万一千円等でございます。災害救助費におきましては先ほど条例

を提案いたしました関係でここに百万円を計上した次第でございます。

衛生費につきましては四百五十七万五千円の追加計上でございますが、これは保健衛生費において百六十二万円、清掃費において二百九十六万五千円の追加補正でございます。保健衛生費におきましては休日診療に伴います医師への委託料百六十二万円の追加

清掃費におきましては汚物処理特別委託料百八十万円、それから不燃物処理場におきます埋め立てに対する重機借上料四十五万五千円、熊川駅公衆便所設置工事七十二万円等が計上してございます。

商工費におきましては三十三万六千円の追加でございますが、これは先ほど条例の提案がありましたように、保証協会に対する補助金が八万六千円、新たに消費活動の産直事業の事務費として二十五万円が計上されてございます。

土木費におきましては三千二百三十九万九千円の追加補正でございますが、このうち道路河川橋りょう費において二千五百二十万円、都市計画費において六百二十万円、住宅費において七十三万九千円の追加計上でございます。道路河川橋りょう費におきましては、東京都の補助事業といたしまして幹二ー二号線に四百万円、それから先ほど御説明申し上げました防衛関係法の第九条の交付金の対象事業として幹二ー一四号線に一千三百三十五万等が計上されてございます。都市計画費の六百二十万円は児童遊園地の造成の費用でございます。住宅費七十三万九千円は市営住宅の撤去に要する費用七十三万九千円でございます。

消防費におきましては三百九十六万一千円の追加計上でございますが、これは東京都

に消防事務を委託しております関係でその委託費が二百五十九万一千円、さらに本年度防衛補助事業として実施をいたしております無線放送施設設置工事の追加分百三十四万円等でございます。

教育費におきましては二百八十六万六千円の追加でございますが、そのうち小学校費において百八十五万円、社会教育費において三十四万七千円、保健体育費におきまして六十六万九千円の追加計上でございます。小学校費の百八十五万円は第一小学校関係のテレビ受信障害改善施設工事でございます。それから社会教育費におきましては先ほど条例が提案になりました青少年問題協議会委員報酬三十四万七千円、それから保健体育費におきましては、体育館の臨時職員に対する賃金等でございます。

予備費におきまして四十一万七千円を調整をいたしまして、歳出合計が六千二百五十五万円ということでございます。

なお地方債におきましては先ほど歳入でも御説明を申し上げましたように、防火貯水槽新設事業の起債といたしまして五百万円を借り入れをしようとするものでございまして、利率は九・七％以内、償還の方法は従来の借り入れと同様でございます。据え置き半年を含めまして五年間という予定になっております。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○五番(木田治男君) 歳出のほうで御質問申し上げます。

教育費の保健体育費の臨時職員賃金について具体的に御説明願いたい。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) この件は現在市民体育館の職員が五名おりますが、夜間等勤務の状態により臨時職員を一名置きまして、常勤の職員の分を多少軽減させていただくという意味で、ここに臨時職員の賃金を組んだわけでございます。

○五番(木田治男君) 関連いたしまして市長に御質問したいのですが、現在非常に厳しい財政状況にあると思っております。

新聞などにおきましても報道されておりますが、

新規の職員の採用ということにつきまして、大企業などはかなり手控えているということですが、来年度の職員の新規採用につきまして、この際市長はどのように考えているか。

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

来年度は採用を取りやめたいと思っております。ただし欠員の補充はせざるを得

ないと思っております。

○二番(松山清君) 商工費の商工費で消費生活費二十五万円なんです、産直を實際に

やっていくということなのかどうか。

それから消防費の消防費で無線放送施設なんです、きょう十九日の読売新聞を見ますと、この無線放送施設の問題点というところで、かなり大きく取り上げられておりました。これは御存じだと思いますが、かなり広範囲に災害が起こった場合に、役に立たないのではないかと酷評されていたが、その辺の対策等も考えていかなければならないと思うが、その辺はいかがですか。

○経済課長(森田進君) 自席からお許しをいただきまして、ただいまの御質問の二十

五万円について御説明申し上げます。

物価対策につきましてはすでに御案内のように各市で販売とか産直とかいろいろ行っておりますのでございます。

福生市においても各生鮮産品の業者等にお願いをいたしまして、この産直について実施するように呼びかけたわけでございますが、なかなか組織等ができませんでした。最近になりましたようやく青果業者の組織がまとまりまして、今月の末に結成総会をもちまして、十一月から消費者のための特売日を設けたいという